身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表す。)

| 級別 | 早百日 早百任 及 寸 収 久 (| 聴覚又は平衡核 | 音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障害 | | | | |
|--------|---|---|--------------------------|-----------------------------|--|--|--|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | | | |
| 1 級 | 視力の良い方の眼の視力 (万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。) が 0.01 以下のもの | | | | | | |
| 2 級 | 1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04かつ他方の眼の視力が手動 弁以下のもの 3. 周辺視野角度 (I/4指標による。以下同じ。)の総和が左 右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度 (I/2指標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デ シベル以上のもの(両耳全ろう) | | | | | |
| 3 級 | 1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除。。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上 のもの (耳介に接しなければ大声語を 理解し得ないもの) | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能又は そしゃく機能の喪失 | | | |
| 4 級 | 1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの (3級の2 に該当するものを除く。) | 1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの | | 音声機能、言語機能又は そしゃく機能の著しい障害 | | | |
| | 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下もの | | | | | | |
| 5 級 | 1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | 平衡機能の著しい障害 | | | | |
| 6 級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以 上のもの (40センチメートル以上の距 離で発声された会話語を理解し得ない もの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベ ル以上、他側耳の聴力レベルが50デ シベル以上のもの | | | | | |
| 7 級 | | | | | | | |
| 備考 | 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端まで計測したものをいう。 | | | | | | |

| Let | 肢体不自由 「大阪 」」 「大阪 「 | | | | | |
|---|--|---|---|--|--------|--|
| 上肢 | 下肢 | 体幹 | | 変による運動機能障害 移動機能 | - | |
| 1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を太腿の2分の1以上 で欠くもの | 体幹の機能障害により坐っ ていることができないもの | 上肢機能 不随意運動・失調等により上肢 を使用する日常生活動作がほと んど不可能なもの | 移動機能 不随意運動・失調等 により歩行が不可能 なもの | 1 級 | |
| 両上肢の機能の著しい障害 両上肢のすべての指を欠くもの 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くも の 一上肢の機能を全廃したもの | 1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上 で欠くもの | 1. 体幹の機能障害により 坐位又は起立位を保つこと が困難なもの 2. 体幹の機能障害により 立ち上がることが困難なも の | 不随意運動・失調等により上肢 を使用する日常生活動作が極度 に制限されるもの | 不随意運動・失調等 により歩行が極度に 制限されるもの | 2 級 | |
| 1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの | 体幹の機能障害により歩行 が困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢 を使用する日常生活動作が著し く制限されるもの | 不随意運動・失調等 により歩行が家庭内 での日常生活活動に 制限されるもの | 3 級 | |
| 1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢のすべての指を欠くもの。 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの。3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの4. 一下肢の機能の著しい障害5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上または健側の長さの分の1以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢 の機能障害により社会での日常 生活活動が著しく制限されるも の | 不随意運動・失調等 により社会での日常 生活活動が著しく制 限されるもの | 4 級 | |
| 1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の うち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指を使能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能 の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1. 一下肢の股関節又は膝関節の 機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃 したもの 3. 一下肢が健側に比して5セン チメートル以上または健側の長さ の15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 | 不随意運動・失調等による上肢 の機能障害により社会での日常 生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等 により社会での日常 生活活動に支障のあ るもの | 5級 | |
| 1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1. 一下肢をリスフラン関節以上 で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著し い障害 | | 不随意運動・失調等により上肢 の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等 により移動機能の劣 るもの | 6 級 | |
| 1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | 1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの | | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・ 失調等を有するもの | 7 級 | |
| | ~ 20 ガッエが工座がらか | <u> </u> | | <u> </u> | 備考 | |

| 級 | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | | | | | | |
|--------|--|--|---|--|--|---|--|
| 別 | 心臟機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸機能障害 | ぼうこう又は直腸 機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
| 1 級 | 心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸 の機能の障害によ り自己の身辺の日 常生活活動が極度 に制限されるもの | 小腸の機能の障害 により自己の身辺 の日常生活活動が 極度に制限される もの | ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 日常生活がほとんど不可能 なもの | 肝臓の機能の 障害により日常生活活動 がほとんど不可能なもの |
| 2 級 | | | | | | ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 日常生活が極度に制限され るもの | 肝臓の機能の障害により 日常生活活動が極度に制 限されるもの |
| 3 級 | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活 活動が著しく制限され るもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される もの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される もの | ぼうこう又は直腸 の機能の障害によ り家庭内での日常 生活活動が著しく 制限されるもの | 小腸の機能の障害 により家庭内での 日常生活活動が著 しく制限されるも の | ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 日常生活が著しく制限され るもの(社会での日常生活 活動が著しく制限されるも のを除く) | 肝臓の機能の障害により 日常生活活動が著しく制 限されるもの(社会での 日常生活活動が著しく制 限されるものを除く) |
| 4 級 | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される もの | じん臓の機能の障害により社会での 日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での 日常生活活動が著 しく制限されるも の | ぼうこう又は直腸 の機能の障害によ り社会での胃生 活活動が著しく制 限されるもの | 小腸の機能の障害 により社会での日 常生活活動が著し く制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害により 社会での日常生活活動が著 しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により 社会での日常生活活動が 著しく制限されるもの |
| 5級 | | | | | | | |
| 6 級 | | | | | | | |
| 7 級 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |